

**記入****罹 災 証 明 再 調 査 申 請 書**

下記のとおり、再調査を申請します。

## 《申請者の確認・同意事項》

・私は裏面に記載の注意事項全て読み、内容を理解したうえで申請します。

 確認しました

(あて先) 遊 佐 町 長

申 請 日

令和〇年 〇月 〇〇日

申請者 (罹災された方) ※世帯主	住 所	〒〇〇〇 - 〇〇〇〇 遊佐町〇〇字〇〇〇-〇〇
	氏名・生年月日	〇〇 〇〇 ( 平成〇〇年 〇月 〇〇日 )
	電 話 番 号	〇〇〇〇 - 〇〇〇〇 - 〇〇〇〇

窓口に来られた方 <sup>※1</sup> (申請者本人が手続きを行う場合は記入不要)	住 所	〒××× - ×××× ××市××町×-×-×
	氏 名	×× ××
	電 話 番 号	×××× - ×××× - ××××
	申請者との 関 係	<input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 同一世帯構成員 <input checked="" type="checkbox"/> その他( いとこ )

※1 代理の場合は委任状を添付してください(代理人が申請者と同一世帯の場合は不要です)また、**1回目の申請時に既に委任状を提出している場合も不要です。**

再調査(遅延)理由 ※具体的に記入してください	〇〇〇による〇〇〇のため
----------------------------	--------------

罹災原因	令和〇〇年 〇月 〇〇日の 〇〇〇〇災害 による
------	--------------------------

被災住家 <sup>※2</sup> の所在地	遊佐町 〇〇字〇〇〇-〇〇
-------------------------	---------------

※2 住家とは、現実に居住(世帯が生活の本拠として日常的に使用していることをいう。)のために使用している建物のこと。(被災者生活再建支援金や災害救助法による住宅の応急修理等の対象となる住家)

前回の罹災証明書	交付年月日	令和〇年 〇〇月 〇日
	整理番号	123
	被害の程度	<input type="checkbox"/> 全壊 <input type="checkbox"/> 大規模半壊 <input type="checkbox"/> 中規模半壊 <input type="checkbox"/> 半壊 <input checked="" type="checkbox"/> 一部損壊(準半壊) <input type="checkbox"/> 準半壊に至らない(一部損壊)
	浸水区分	<input type="checkbox"/> 浸水なし <input type="checkbox"/> 床下浸水 <input checked="" type="checkbox"/> 床上浸水( 9 cm )

受取方法	<input type="checkbox"/> 窓口受取 <input checked="" type="checkbox"/> 郵送( 〒××× - ×××× ××市××町1-23-4 ×××方 〇〇 〇〇 )
------	--

## 【添付書類】

・この申請書を提出する際は、交付済みの全ての「罹災証明書」を添付してください。

## 【注意事項】

- ・再調査の申請は、当該証明書の交付を受けた日の翌日から起算して1ヶ月以内となります。
- ・をされた場合、1次調査の結果は無効になります。
- ・再調査の結果、1次調査の判定よりも判定結果が下がる可能性があります。この場合、再調査前の判定に戻ることはできませんのでご注意ください。
- ・再調査は、立ち入り調査となります。また、被害の程度により調査時間が長時間となる可能性があります。

## 《役場使用欄》

本人確認方法	<input type="checkbox"/> マイナンバーカード <input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 旅券 <input type="checkbox"/> 官公署が発行した免許証、許可証及び資格証明書等(本人写真付きのもの)
--------	--

## 【罹災証明(再調査)書・被災届出証明書に関する注意事項】

以下の注意事項は「遊佐町罹災証明書等交付要綱」を基に作成しています。詳細は交付要綱をご確認ください。

- ・災害対策基本法(昭和36年法律第223号。以下「法」という。)第2条第1号に規定する災害(火災によるものを除く)によって本町で発生した住家の被害について法第90条の第1項に規定する被害の程度を証明する罹災証明書を交付します。

※火災によるものは、酒田地区広域行政組合消防本部へお問い合わせください。

※落雷による被害については、町で被害の程度を判定できない為、「被災届出証明書」での対応となります。

- ・罹災証明書の発行のため、職員による住家の被害認定調査(現地調査)が必要となります。現地調査前に建物の清掃・片付け、除却、被害箇所の特定ができなくなるような修理等を行ってしまうと、

調査が困難となります。あらかじめ、被害状況を写真で撮影・保存してください。

※被災届出証明書は被害状況の分かる写真の添付のみで、現地調査は実施しません

- ・罹災証明書交付申請書(様式第1号)に、次の書類を添えて、提出してください。

(1) 被害場所の位置図

(2) 被害状況が確認できる写真(申請者が準半壊に至らない被害(一部損壊(損壊割合が家屋全体の10パーセント未満の被害))であることを自ら判定している場合のみ)

(3) その他町長が必要と認める書類

- ・罹災証明書等の証明書は、発行部数は原則1部となります。複数枚必要な場合はコピーしてください。

- ・災害発生から時間が経過すると、住家の被害の程度を適切に判定することが困難となる為、交付申請受付期間は、被災した日から2ヶ月以内としています。ただし、町内で甚大な被害が生じ申請期間の延長が必要であると町長が認めたときは、この限りではありません。

- ・受付期限を過ぎた場合は、罹災証明書の対象となる住家であっても罹災証明書ではなく被災届出証明書を交付する場合があります。

- ・申請時の本人確認は、マイナンバーカード、運転免許証、旅券、官公署が発行した免許証、許可証及び資格証明書等(顔写真付きのもの)のいずれかを提示してください。

- ・保険請求の場合、保険会社による独自調査が一般的ですので、申請前に罹災証明書が必要かどうか保険会社へご確認ください。

- ・罹災証明書は災害による被害を受けた際に、住家(現実に居住(世帯が生活の本拠として日常的に使用していることをいう)のために使用している建物)に被害があったことを証明するものです。

※空き家は上記の住家に該当しない為、罹災証明書の対象とはなりません。

- ・被災した建物が貸家やアパートの場合は、所有者(大家等)に対しては罹災証明書ではなく、被災届出証明となります。ただし、所有者が管理人としてアパートを生活の本拠として日常的に使用している場合は対象となります。

- ・罹災証明交付申請書を提出しても罹災証明書の対象とならない場合は、被災届出証明書を交付することができます。

- ・被災届出証明書と罹災証明書は全く別の書類であり、被災届出証明書では支援金、見舞金及び義援金等の支援制度の対象となる方の証明にはなりませんのでご注意ください。

- ・被災届出証明書は、被害の状況を町に届け出たことを証明するものです。そのため、現地調査は実施しませんので写真の添付をお願いします。

- ・被害の程度や条件によっては、罹災証明書の交付を受けたとしても公的な支援が受けられない場合もあります。

- ・自己判定方式による「準半壊に至らない(一部損壊)(損壊割合10%未満)」の判定へ同意については、職員からの説明を受け、納得した上で記入してください。

※自己判定方式に同意した場合、被害程度に不服があったとしても再調査を申し込むことはできませんのでご注意ください。

- ・町の被害認定調査による住家の被害の程度に不服がある場合は、当該証明書の交付を受けた日の翌日から起算して1ヶ月以内に再調査を申請することができます。

※再調査の結果、被害の程度が当初の判定よりも下がる可能性もあります。この場合、再調査前の判定に戻ることはできませんのでご注意ください。

- ・民事上の権利義務関係に効力を有するものではありません。